四　［略］

五　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2)～(5)　略

(6)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

六　［略］

七　［略］

八　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

［号を削る。］

十二　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十四　製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第七条の七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十五　廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第七条の七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十六　製錬施設の施設管理に関すること。

十七　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の製錬事業者との共有に関すること。

十八　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十九　［略］

二十　［略］

［3・4　略］

第七条の二　削除

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　関係法令及び保安規定に関すること。

(2)～(5)　同上］

(6)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

三　［同上］

四　［同上］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　製錬施設の巡視、点検及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。

九　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十　非常の場合に採るべき処置に関すること。

十一　製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十二　廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

［号を加える。］

［号を加える。］

十三　［同上］

十四　［同上］

［3・4　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第七条の二　法第十二条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第十二条の六第二項の認可を受けた場合にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。